



自治退ニュース

No.245
2010. 5. 28
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発
行
所

東京都千代田区六番町1 自治労会館2F
全日本自治体退職者会
全日本自治体退職者会共済会
発行人 川端邦彦
03-3262-5546
ホームページアドレス <http://www.j-taishokusha.jp>

えさき・自治労推薦候補に支持拡大・集中を

秒読みに入った参議院選挙

自治労は昨年5月にえさきたかしの擁立を決定して以降、候補者とともに組織をあげて一年間運動を展開してきた。

投票日は国会情勢にもよるが、ほぼ7月11日(日)が予定されており、選挙は最後の秒読みの段階に入っている。

自治退は、要求を実現し、よりよい社会を実現するためこの参議院選挙を重視して現退一致で取り組み、えさき・自治労推薦候補への支持拡大に取り組んできた。

しかし、選挙情勢は今年の総選挙時と異なり、与党の支持率が急落していると伝えられる。

メディアの世論調査は、論理とデータに基づく社会のあり方・意見を調査した結果というより、そのメディアのキャンペーン効果測定の影響が強く、表層的印象付けの手法で誘導した「世論」である場合が多いが、経験的にはその調査結果と投票は連動してきたので軽視するわけにはいかない。

自公政権に逆戻りさせない

市民の大きな期待の中で発足した鳩山政権は、それまでの政・官・業癒着構造を解体して、新たな政権運営に着手するとともに、後期高齢者医療制度・障害者自立支援法など批判の強かった旧政権の政策・制度を改める作業を進めている。また、肝炎・水俣病などの被害市民に背を向けていた行政訴訟について原告を尊重する立場で解決を目指している。

また、外交について透明化し旧政権が真実を隠蔽し、国民を騙してきたことを明らかにしつつあるし、地球温暖化防止をめぐる見識ある表明は国際的にも重要な役割をもつ。

まだ変革は緒に就いたばかりで多くの実績を上げるには至っていないが、一部を見るだけでも政権交代が民主主義と社会発展にとって大きな意義と可能性を持っていることを示している。

前政権が残した巨大な負の遺産を清算し、新たに出発するまでには時間とエネルギーが必要である。私たちは、政権に対しては変革の加速を求めるとともに、自公政権に逆戻りさせようとする反動を許さない。

良いオカミに委ねるのではなく、市民が主人公になる

鳩山内閣では、安全保障など個別政策をめぐる拙劣な対処や、主要幹部をめぐる政治資金問題が顕在化し、多くの市民を失望させている。また、年金制度改革の検討が開始されたが、過去の民主党案はあり方・実現可能性のうえで問題を持っており、その延長上で制度化されることには賛成しがたい。

社会保障の充実とその財源確保について、社会のあり方より選挙での得票を優先していることを危惧させる与党役員の言動もある。

現政権・与党の弱点がある場合、私たちは率直に問題点を指摘し批判する。

かつての政権は市民を支配と収奪の対象としてきたが、政権交代によって市民が主人公として政治意志の決定に参画する可能性が生まれた。私たちはよいオカミとしての現政権に支配を委ねるのではなく、自らが責任を持って政治参画し、政権を支えながら必要な批判をする間柄として発言・行動する。

えさき・自治労推薦候補に支持拡大・集中を

政権交代によって生まれた変革の可能性を育て、政・官・業利権構造の自公政権に逆流しないためには、今次参議院選挙で勝利することが不可欠である。とりわけ、社会保障・公共サービスについて私たちと共通の主張を持つえさきたかしと各地域で自治労が推薦する候補の勝利が重要である。

残された時間、支持拡大・集中のため力をつくそう。

議論進む 「高齢者医療改革会議」

後期高齢者医療制度をめぐる「高齢者医療改革会議」で検討が進められている。一旦発足した制度を廃止して新制度を作るには、法案策定・審議可決・事務システム作り・加入者周知などに時間を要するため、スケジュールとしては最短で2013年4月新制度施行が見込まれている。

改革会議に委員として参画している退職者連合の阿部事務局長は、新制度のあり方についての組織意見を反映するために努力しており、それを支える運動強化・世論形成が必要である。第5回までは各委員が意見表明と討論を行い、5月17日の第6回会議では有識者からヒアリングを行った。今後、6月23日第7回で総括討論、7月の第8回で中間取りまとめ素案討議、地方公聴会を経て8月の第9回で中間取りまとめの上アンケート実施が予定されている。

他方、制度廃止までは現行制度が続くので、その問題点の緩和・経過措置が不可欠である。①70～74歳の窓口負担を1割に軽減、②被用者保険被扶養者であった者の保険料9割軽減、③低所得者の保険料軽減などの経過措置は2010年度も継続されることとなった。

また、批判の強かった点の是正として「資格証明書の原則不交付」「健康診査の充実」「人間ドックの再開」「75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系廃止」などが実施される。

保険料については現行制度が続いている間は財政運営期間2年毎に見直し・改定することとされており、2010年度に最初の改定期を迎えた。医療費の伸び、若年人口の減少、所得の減少などにより、仮に対策をとらない場合は全国ベースで前年比14.2%の保険料引き上げになると見込まれていたが、政府はこれを抑制するために広域連合に対して剰余金の活用、都道府県に対して財政安定化基金の取り崩しを要請した。

これを受けて広域連合・都道府県がそれぞれ対応した結果、4月からの全国平均保険料は2.1%1,300円引き上げ・一人当たり63,300円となったことが公表された。

次期参議院選挙(2010年夏)
自治労組織内協力候補

えさき たかしさん



一生懸命がんばります!

不安は勇気に変わる。

手をつなごう。
ともに声をあげれば、

鳩山政権下ではじめて外務省が 伊達判決直後の日米間「会談録」メモを開示

1959年3月31日に出された砂川事件・伊達判決（東京地裁）を早期に破棄して安保条約改定を推進するためのマックアーサー駐日米
国大使と藤山外相、田中最高裁長官などとの密議に関する日本側の
一つの記録「外相・駐日大使の会談録」が、この4月2日、外務省
から開示された。この文書は、伊達判決について日本側の「主体的
立場」で処理をすることに合意をした後に安保条約改定条文の何
回目かの協議に入った1959（昭和34）年4月1日の会談録メモで、
「極秘」の文字、外務省関係者のサインなどがあり、会談の日時、
場所、日米出席者の名前が書かれている。これは、砂川事件の元被
告をはじめとする闘争参加者などの呼びかけで結成された「伊達判
決を生かす会」（事務局長・吉沢弘久自治退顧問）が昨年10月24日
に行った「日本の関係公文書・記録」の開示請求に対して外務省が
岡田外相名で開示したもので、昨年3月旧政権時代の開示請求には
「その種文書は存在しない」として外務省が拒否していた。今回の
開示は、自民党政権下で密に結ばれた沖縄基地維持や核持込の密約
が明るみに出たことと共に、政権交代による大きな変化である。

しかし、この「会談録」は判決直後に跳躍上告などが語られた藤
山・マ大使会談などではなく、一昨年発見されたアメリカ公文書が
示す伊達判決破棄の密議に関わる重要な記録は開示されていない。
さらに、跳躍上告の担当官庁・法務省の文書・記録や跳躍上告決定
の閣議記録、田中耕太郎最高裁長官のマ大使との事前接触に関する
最高裁記録などは不開示のままで、政府に「沖縄密約の公開」を求
めた一審判決（2010年4月9日）に対する岡田外相名による控訴や、
普天間基地移設問題の処理方針など、日米関係や情報公開など新政
権が後戻りせず改革を進めるべき課題は多い。

「安保条約による米軍駐留は違憲」と伊達判決

1959年3月30日、東京地裁・伊達秋雄裁判長は「米軍の日本駐留
は、米政府の一方的決定にもとづくものではなく、わが国の要請と
協力によるものであり、これは憲法9条が禁止している戦力の保持
に該当するもので、憲法上その存在を許すべからざるものである。
それゆえ、米軍基地に立入ったことは罪にならない」として、基地
拡張反対のために米軍基地内に侵入したことで安保条約に基づく刑
事特別措置法違反で起訴されていた被告全員に無罪判決を言い渡し
た。これがいわゆる「伊達判決」である。

翌年安保改定を目前にして岸政府はこの判決にあわて、東京高裁
を飛び越して最高裁に跳躍上告した。最高裁は同年12月16日、東京
地裁・伊達判決を破棄、東京地裁に差し戻した。田中耕太郎最高裁
長官自らが裁判長となり、「（安保条約の）違憲なりや否やの法的
判断は裁判所の司法審査権の範囲外のもので、右条約の締結権を有
する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべ
き」で、安保・刑特法を合憲とはせず最高裁の憲法判断権放棄・政
治従属の判決を出したのである。この1ヶ月後の60年1月19日、日
米安保条約の改定調印が行われた。

「伊達判決」を覆す日米密議のアメリカ公文書発見

伊達判決とそれを覆した最高裁の不当判決から49年後の2008年4
月、国際問題研究家の新原昭治さんによって、米国立公文書館で、
伊達判決に関連した十数通のマ大使からの國務長官宛の電報などの
秘密公文書が発見された。この中の一通では、伊達判決の翌朝8時
（59年3月31日）にマ大使が、同日9時から開かれる閣議の前に藤
山外相と会い、外相に跳躍上告を示唆し、そうすることを約束させ
たことを報告している。マ大使はその後も、岸首相の言動や藤山外
相からの報告、さらに社会党、マスコミの状況を本国に伝えている。
また、事もあろうに田中最高裁長官が「本件を優先的に取り扱うが、
日本の手続きでは審理が始まっても結論に達するには少なくとも

数ヶ月かかると
述べた」と最高
裁で係争中の案
件の取り扱いを
マ大使に報告し
ている事実も明
らかになっている。

伊達判決が両
国政府に大きな
衝撃を与え、ア
メリカ側が上位
に立った関係
の上に、国民・
国会から隠れた
密議によって伊
達判決の早期破
棄・安保条約改
定実現と、最高
裁長官が司法の
独立を進んで放
棄した事実を、
これらの文書は
示している。

アメリカ上位の密議体制が、その後の日米間の沖縄・核密約につ
ながり、普天間基地移設問題に現れているアメリカの世界軍事戦略
に組み込まれた今日の日米関係の基礎をつくってきたとも言える。
日米関係を対等平等・平和友好を基本とするものに変えるためにも、
日本側の文書・記録を国民に公開しこれまでの歪んだ日米関係の実
態を明らかにしていくことが重要であろう。

砂川事件とは

1955年から57年にかけて米軍の立川基地拡張計画に反対して、
拡張予定地・砂川町（現在の立川市）反対同盟と総評や全学連
など支援団体が、接収予定地の強制測量に反対して3次にわた
る大きな警官隊との衝突をしたたたかいである（自治労の多く
の活動家もこのたたかいに参加した）。当時、米空軍の立川基
地滑走路拡張を求めてきたことに応じた日本政府は、基地の北
側にある砂川町内の農地や住宅の接収を計画したのである。地
元では、町長・町議会があげて拡張に反対し、予定地地主農民
を中心に反対同盟が結成された。56年の闘争では、現地農民や
労働組合員・学生数千人が現地で座り込み、警官隊の暴力的排
除行動により千人近い人が負傷する闘争となった。

伊達判決の対象となった砂川事件は、翌57年に、占領時代に
接収されて空軍基地内にあった土地の測量に対して反対同盟と
支援団体の千人ほどが、基地の柵を越えて基地内に立ち入り銃
砲を持った米軍警備隊を背後にする警官隊と対峙した事件であ
る。この行動で基地内に侵入したことが安保条約に基づく刑事
特別措置法違反であるとして、後日、学生と労働者7人が起訴
され、59年3月30日に「全員無罪」の伊達判決が出された。

59年12月に最高裁で差戻された事件は、63年12月に「罰金
2千円」の有罪が確定する。一方、立川基地は69年に米軍が拡
張計画を断念、基地全体が返還され、現在は陸上自衛隊駐屯地、
広域防災基地（警視庁・海上保安庁・消防庁）、昭和記念公園
となっている。

秘密指定解除
大臣官房総務課

